

地域防災計画（原子力災害対策編）同編住民避難計画「基本方針」
に関するパブリック・コメント結果（概要）

案件名	地域防災計画（原子力災害対策編）同編住民避難計画基本方針について							
実施期間	平成25年9月24日（火）～平成25年10月23日（水）							
意見提出者数	9人（21件）							
		30代	40代	50代	60代	70代	未記入	計
	男性		1	1	4			6
	女性				2			2
	未記入		1					1
計		2	1	6			9	
意見の要旨及び市の考え方	以下のとおり							

No	年齢 性別	ご意見の要旨	回答
1	50代 男性	<p>福島のような事故が発生し、報道がされると、住民は早く避難しようとパニックになることが予想される。屋内退避時には、正確な情報収集に努め、その後、行政等の指示で、順次必要な行動をとることが重要である。</p> <p>まずは、我々市民が原子力、特に放射線等に対して正しく理解することが先決であり、各種団体や各層を対象にした市民研修会の開催を。</p>	<p>ご意見の主旨については、基本方針P-14「原子力災害事前対策」「7 住民等に対する知識の普及と啓発」においてその必要性を記載しており、今後、この方針に基づき、計画を策定してまいります。</p>
2	40代 男性	<p>住民避難は、事故等の発生日や発生時間においても色々対応が異なることが考えられる。例えば、平日と休日の場合、日中と夜間の場合などで、対応が大きく異なる。それぞれのケースで、どう対応するのか、具体的なマニュアルが必要である。</p> <p>ヨウ素剤については5キロ圏内と同じく、各家庭への事前配布が現実的な対応だと考える。</p>	<p>マニュアルの必要性については認識しており、住民避難計画策定後に、防災関係機関等からご意見等もいただきながら、具体的なマニュアルを作成してまいります。</p> <p>UPZにおける安定ヨウ素剤の配布については、国の災害対策指針において緊急時の配布となっておりますので、ご理解をお願いします。</p>

			<p>なお、住民避難計画の基本方針にも記載をしておりますが、市では今後、配布・服用体制等について県と協議を行い計画に反映してまいります。</p>
3	60代女性	<p>福島事故が全然教訓になっていない現実に空しさを感じています。再稼働は絶対にダメ、廃炉に向けて準備すべきです。原発はもうありません。</p>	<p>原子力発電の是非については、国のエネルギー政策の中で総合的に議論されるものと考えております。</p>
4	60代男性	<p>住民避難計画(基本方針)も大切ですが、以下の2点について追加検討を。</p> <p>消防署を中心とした越前市独自のオフサイトセンターの準備</p> <p>敦賀市からの避難民の受け入れ(緊急・一時的)体制の準備)</p>	<p>原子力災害における緊急応急活動は、国・県・市等が一体的に行うことが実効性の面からも強く求められます。</p> <p>国及び県の計画では、県の原子力防災センターに現地対策本部が設置されることとなっており、本市も同本部への参画が位置づけられております。その中で、情報の共有と適切な対応が協議されることとなっておりますので、ご理解願います。</p> <p>本市は、県の調整により、小浜市民の避難受け入れ市となっております。受け入れ体制等については、今後県と協議する予定です。</p>
5	60代男性	<p>「緊急事態区分と住民のとり行動」の表に、“住民のとり行動”とともに、国のとり行動、県のとり行動、越前市のとり行動を追加して掲示してほしい。</p>	<p>ご意見の主旨については、住民避難計画基本方針P -5 図 1「緊急事態区分に基づく行動フロー」において記載しております。</p>
6	60代男性	<p>福島原発事故のような事故が再び起らないよう安全を高めていくことが最重要です。</p> <p>今取り組んでおられる市地域防災計画などは不必要とまでは言いませんが、それほど重要ではありません。</p>	<p>本計画は、原子力災害対策特別措置法等に基づき策定するもので、UPZに位置付けられた市町村は、原子力災害発生に備えて策定しなければならない計画です。ご理解をお願いします。</p> <p>また、ご意見の原子力施設の安全性につきましては、各原子力事業者において、国が示した新たな規制基準に沿って</p>

			対応の強化を図っておりますが、市においても、これまで同様、国や県に対し安全性の確保を要望してまいります。
7	60代女性	<p>緊急事態発生時に、正確な情報が原子力事業者や国、県から入ってくるのか心配です。また、市に入ってきた情報が我々市民に的確に流れ、どのような行動をとるよという指示が滞りなく来るのだろうかとか甚だ疑問です。防災計画を作っても、まずは正確な情報が来なければ、絵にかいた餅です。現実問題として坂井市やあわら市、小松市、能美市への避難は可能でしょうか？避難できなかった人に対しての手当、途中まで行けたが後は無理だった方への対応はどうするのか。災害時要援護者にも配慮したきめ細やかな計画を考えてください。</p> <p>子どもには何はともあれヨウ素剤を飲ませよう保管場所等の検討が必要です。</p> <p>昼間、子どもが学校にいる時間帯なら、帰宅させずにまとめてバスで移動させてください。</p>	<p>原子力事業者からの情報については、基本方針P 15のとおり、事態の区分に応じ、原子力事業者等から必要な情報が通報されることから、計画に反映してまいります。</p> <p>住民避難計画は、避難等の防護措置を迅速かつ的確に実施できることを目的に策定するもので、基本方針P 8においては、避難誘導や避難完了の確認方法等についても体制を整備することとしております。</p> <p>特に、高齢者・障害者等への配慮についてはその必要性を十分認識しており、同計画基本方針P 8(7)災害時要援護者においても、避難における基本的な考えを記載しているところです。</p> <p>安定ヨウ素剤の保管場所等については、基本方針P 12に適切な場所での備蓄について記載しております。具体的な場所については、今後、県と協議を行い住民避難計画に反映してまいります。</p> <p>ご意見のとおり、基本方針P 9において、児童・生徒・園児等が在校時には避難用のバス等により避難を行うものと記載しております。</p>
8	40代男性	<p>避難収容活動体制の整備に関して、福井県は広域避難先として兵庫、奈良、石川県に協力を求めているが、県外への避難自体が現実性に欠けると思う。市の考えは。</p>	<p>広域避難先自治体については、事故が発生した際の安全性を十分考慮の上、県で調整いただいたものと考えております。</p>

		<p>シミュレーションや防災訓練をとおして問題点の洗い出しの必要がある。</p> <p>地震による原子力災害のみを対象としているだけでいいのか。原子力発電所は、テロ攻撃の対象となることは、当然考えられる。どのような対応となるのか。</p>	<p>防災訓練の重要性については、十分認識しており、基本方針 P 14 に掲げさせていただいております。</p> <p>地域防災計画(原子力災害対策編)は、放射能や放射線が環境に放出された時の対応計画であり、原子力災害に対しては、本計画に基づき、対応することとなります。</p>
9	60代男性	<p>「はじめに】」の文中に「原子力施設で事故等」と書かれているが、事故のほかにもどのようなことがあるのか。</p> <p>「事故等」ではなく、「放射能放出事故」とすべきではないか。</p> <p>また、核燃料輸送車が越前市を通過中の事故の備えについても明記しておくべき。</p> <p>福島では約 15 万人もの人が県内外への避難生活を余儀なくされている。</p> <p>この防災計画に従い、避難ができたとしても、越前市民の長い苦難があることを明記しておくべき。</p> <p>基本方針〔計画の性格〕に、「災害対策基本法の規定に抵触するものであってはいけない」と書かれている。上位の法を逸脱し、県計画とも整合をはかる必要はあるが、原発からの距離や風向きなど地勢に応じ、越前市独自の対応対策が描かれるべきである。</p>	<p>本計画は、事故・故障等のアクシデントなどに起因し、想定されるすべての事態に対し対応できる対策を講じるもので、計画における基礎とすべき災害の想定を、「原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定」とする予定です。</p> <p>また、輸送時の事故対応についても計画に掲げてまいります。</p> <p>基本方針 P 1 にも記載しておりますように、本計画は、原子力施設において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合に、市や県、防災関係機関等が必要な体制を確立し、総合的かつ計画的に対応を行うことで、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から守ることを目的としており、事前対策や応急対策等について定めるものであることをご理解願います。</p> <p>基本方針 P 9 事前対策 情報の収集・連絡体制の整備において、「放射線量の先読みのため、本市に影響を及ぼすと考えられる市域外のモニタリングポストの平常時からの注視」など本市独自の対応について掲げております。</p>

	<p>敦賀・若狭の原発が事故を起こせば、原発から放出された放射能は、1～3時間で越前市に達する。国の「原子力緊急事態宣言」が出てから、子どもたちに安定ヨウ素剤配布や避難が指示されても、初期被ばくは避けられない。警戒事態（第1段階）で、安定ヨウ素剤配布や避難の指示を出すべきであり、「設置基準」では、市長が認めたときは災害対策本部を設置することができるのだから、この時点での対応と、その仕組みを整えておくべきである。</p> <p>安定ヨウ素剤は、混乱の中で国の指示待ちをすべきではなく、事前に各家庭の薬箱などで常備保管させ、有事に備えるべきである。</p> <p>地震や津波などの自然災害と違い、原子力災害は避けることのできない災害でなく、原子力発電所を無くせばよい。こうした市民の目線を尊重し、せめて計画の末尾に「越前市民は、この原子力防災計画が必要なくなる日を願っている」あるいは「原子力防災計画が必要なくなる日を市民と共に願いつつ策定する」の一文を付け加えていただきたい。</p> <p>交通渋滞が予測されるにもかかわらず、自家用車による避難とするのは無責任で、他に方法が無いのであれば、警戒事態(第一段階)の段階で、ヨウ素剤配</p>	<p>原子力災害時の防護措置については、地域防災計画に基づき対応することが原則ですが、事態の推移を見極めた対応が必要であることから、災害対策本部等の運営にあたっては原子力事業者等からの逸早い情報収集に努める中、迅速かつ的確に必要な応じた対策を講じるなど、ご意見の主旨を反映してまいります。</p> <p>U P Zにおける安定ヨウ素剤の配布については、国の災害対策指針において緊急時の配布となっておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、住民避難計画の基本方針にも記載しておりますが、市では今後、配布・服用体制等について県と協議を行い計画に反映してまいります。</p> <p>基本方針 P 1にも記載しておりますように、本計画は、原子力施設において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合に、市や県、防災関係機関等が必要な体制を確立し、総合的かつ計画的に対応を行うことで、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から守ることを目的としており、事前対策や応急対策等について定めるものであることをご理解願います。</p> <p>住民避難計画は、避難等の防護措置を迅速かつ的確に実施できることを目的に策定するもので、基本方針 P 8においては、避難誘導や避難完了の確認方</p>
--	---	---

	<p>布や避難の指示を出すべき。</p> <p>また、放射能に対し最も感受性の強い子どもを優先して避難させるという観点が不可欠で、子どもや妊婦は学校に集結しバスで一斉に移動する方法なども検討すべきである。</p> <p>また、避難誘導する職員などには、子どもが乗ったバスなどは優先通行させるとい原則を徹底しておく。</p> <p>冬場の事故の場合、足元から人体に放射線を浴びせることになるため、積雪時の避難についても、とくに検討が必要。</p>	<p>法等についても体制を整備することとしております。</p> <p>特に、子どもや妊婦、高齢者、障害者等への配慮についてはその必要性を十分認識しており、同計画基本方針P8(7)災害時要援護者においても、避難における基本的な考えを記載しているところです。</p> <p>ご意見の主旨については、住民避難計画に反映してまいります。</p>
--	--	--